

移動等円滑化取組計画書

2020年 6月 30日

住 所 東京都多摩市関戸1丁目9番地1
事業者名 京王電鉄バス株式会社
代表者名 代表取締役社長
丸山 荘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・ 当社が保有する乗合バス車両においては、2019年度末時点のノンステップバス導入率は99.5%であり、今後もノンステップバスの導入を推進する。
なお、すべての一般乗合バスが「公共交通移動等円滑化基準省令」に適合している。今後もノンステップバスの導入を推進する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・ 利用客に雨天時もスムーズに乗降いただくため停留所の上屋を今年度1基設置する。
- ・ お客様への車内人身事故防止のための啓発活動（乗り込み案内・車内ポスター掲示に加えて停留所掲示）を行う。
- ・ 高齢者、障がい者等が、快適にバスをご利用いただくため、介助支援、接客レベルの向上のための社員教育を継続実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ 2020年度は、ノンステップバス（大型）を2両更新する。 ・ 2020年度は、ノンステップバス（大型連節バス）を1両導入する。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降および利用を円滑に行うための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期の研修において、車椅子を使用されるお客様の対応教育を行う。 ・ 乗務員全員に「企業理念実践ハンドブック」「安全のしおり」を配布し、高齢者、障がい者を含むご利用のお客様への接し方を定期研修にて教育を行う。 ・ これまで通りメールや電話でお客様からのご意見・要望を受け付ける。昨年度からさらにお客様の声を受け付ける手段として、全てのバスにハガキを設置し、お客様の声を幅広く収集・活用する。 ・ 運行記録計（デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー）を活用し滑らかで快適な運転を向上させる。 ・ アイトラッカーを活用し確実な車内着席確認を徹底する。 ・ 乗務員が高齢者疑似体験キットを用いて、高齢者・障がい者を疑似体験する研修を実施する。 ・ 乗務員が実際に車椅子に乗ってバスの乗り降りを体験する研修を実施する。 ・ 運転訓練車を使用したデータを活用し、やさしい運転の教育を実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすい案内の推進 ・ 車内人身事故防止の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚的にわかり易いバス車内案内表示器の増設。 ・ バス停発進時の着席確認を乗務員に徹底する。発進時に乗務員による「発車します。おつかまりください」のアナウンスを行う。 ・ バスターミナルにおいて、出発前のバスに社員が乗り込み、お客様に車内事故防止に関する啓発活動の声掛けを行う。さらに、車内人身事故防止のためのポスターをバス車内や停留所に掲示する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
各種研修における バリアフリー教育 の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗務員が高齢者疑似体験キットを用いて、高齢者・障がい者を疑似体験する研修を実施する。 ・ 乗務員が実際に車椅子に乗ってバスの乗り降りを体験する研修を実施する。 ・ 運転訓練車を使用したデータを活用し、やさしい運転の教育を実施する。 ・ 運行記録計（デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー）を活用し滑らかで快適な運転を向上させる。 ・ アイトラッカーを活用し確実な車内着席確認を徹底する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ 各自治体主催のバリアフリー会議への出席 ・ 交通エコロジーモビリティ財団主催のバリアフリー研修への社員派遣 ・ 障がい者が参加する会議への出席 ・ 障がい者団体及び高齢者福祉団体との積極的な意見交換
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
各種団体との交流	障がい者団体及び高齢者福祉団体等との積極的な意見交換	求められているサービスと提供しているサービスとの乖離をなくす

Ⅴ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。